第３６回水戸市農業委員会総会会議録

会長　笹沼恭一は、令和８年６月１２日午前９時１５分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎５階農業委員室に招集した。

出席委員（２１名）

１番　岡田幸一	３番　笹沼恭一	４番　市村正司
５番　安藏久男	６番　飛田信広	７番　小松崎陽子
８番　一木克昭	９番　安　邦弘	１０番　皆川　晃
１１番　吉澤　勇	１２番　大圖金雄	１３番　軍地美代
１４番　渡邉京子	１５番　外岡健寿	１６番　雨貝　裕
１７番　関　成一	１８番　髙安幸一	１９番　雨谷克己
２０番　深谷　泉	２１番　今関征一	２４番　髙橋　基

欠席委員（１名）

２番　松橋裕子

事務局

事務局長	後藤俊之	次長	岩間雅徳
次長補佐 兼調査広報係長	浅川勝彦	農地係長	谷津知一
農地係	米川隆明	農地係	小橋央樹
農地係	野村俊貴		

内　容

１．議事

議案第１号　農地法第３条の規定による許可について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可について

議案第４号　土地現況証明願に対する承認について

議案第５号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について

議案第６号　地域計画の変更に係る意見聴取について

議案第７号　水戸農業振興地域整備計画の変更について

２．報告

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出に対する受理について

報告第２号　農地法第４条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第３号　農地法第５条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第４号　農地法第１８条第６項の通知について

報告第５号　登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第６号　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

会　議　の　概　要

事務局　それでは、おそろいですので、会長、よろしくお願いいたします。

会　　長　皆さん、おはようございます。

６月２日、全国農業会議所主催による「令和８年度全国農業委員会会長大会」が東京都内で開催され、参加して参りました。全国の農業委員会会長ら多数が参加し、「地域計画」の実現を通じた持続可能な農業・農村の構築に向けて申合せ決議や要請活動が行われました。

そのような大会で衆参両議員の先生方も多数参加され、御挨拶もございましたが、約半数の方は国旗に対しての敬礼ができておらず残念な気持ちでありました。今、議員立法により「国旗の損壊等の処罰に関する法律」がつくられようとしており、国を代表する方なので国旗に対して敬意を表す儀礼や作法などをきちんとしていただきたいと思いました。

そういった中で、任期中の総会は今回を含め残り２回となっております。スムーズな審議をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　それでは、ただいまから第36回水戸市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は21名、欠席委員は１名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議　　長　ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

６番の飛田信広委員、７番小松崎陽子委員、よろしくお願いします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局　第36回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第３条の審議案件が12件、農地法第４条の審議案件が３件、農地法第５条の

審議案件が20件、土地現況証明が４件でございます。報告事項といたしまして、農地法第３条の３の届出が６件、農地法第４条の届出が８件、農地法第５条の届出が20件、農地法第18条第６項の通知が３件、登記官等からの地目確認照会が３件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして79件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を10番、皆川晃委員にお願いします。

議　　長　それでは、議案第１号　農地法第３条の規定による許可についてを上程いたします。

第１項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員　21番、今関です。

調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当 だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第２項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第２項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自作地に隣接すし耕作に便利なため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

　調査検討したところ、受人は、現在も家庭菜園として借りて耕作していますので法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議をお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第３項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員　８番、一木です。

　調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様の審議をよろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第４項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員　８番、一木です。

飯富の藤井地区です。藤井地区の小田木推進委員の協力をいただきまして、２人で調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様の審議をよろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第５項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員　11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第６項及び第７項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第６項及び第７項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

契約内容は全て売買であります。受人は、経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

髙橋委員　24番、髙橋です。

調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第８項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第８項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

髙橋委員　24番、髙橋です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第９項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第９項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。
この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員　６番、飛田です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。
この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。
この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についてを上程いたします。
第１項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。
３番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第２項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員　８番、一木です。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員　11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可についてを上程いたします。

第１項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。

　調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第２項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。

　調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第３項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。
３番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第４項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。
３番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第５項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。

３番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第６項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第６項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。

３番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第７項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第７項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、一部が土地改良区域内の農地で、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第１項第２号イの例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員　８番、一木です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第８項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第８項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

髙安委員　18番、髙安です。

現地調査したところ、進入路は少し狭いんですが、十分注意してやるように工事業者には申し伝えました。調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第９項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第９項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、第11項を上程いたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局　第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。
事務局より説明をいたさせます。

事務局　第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地

や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員　11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項及び第14項は同一事業ですので、まとめて上程いたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局　第13項及び第14項でございますが、同一事業でございますので、まとめてご説明いたします。

契約内容は、第13項は売買で、第14項は地上権の設定でございます。申請人は、再生可能エネルギーの売電収入の増益を図るため太陽光発電設備を設置したい旨の申請でございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われます。また、隣接農地所有者への説明も済んでおります。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第15項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局　第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。
この案件も調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われます。自治会長直々に説明もありました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局　第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、ＪＲ常磐線内原駅から500メートル以内の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。
この場所の審議は２回目になるかと思います。前の申請者さんのいろんな事情によ

りキャンセルになりまして、新たに申請がなされたところでございます。調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、一部が土地改良区域内の農地で広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地

と思料されますが、農地法施行規則第33条第４号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いします。

外岡委員　15番、外岡です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第４号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員　15番、外岡です。

20項につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第４号　土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明させます。

事務局　それでは、資料別紙１をご覧願います。

議案第４号　土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第１項、森戸町の畑、3,516平米の土地につきまして土地現況証明願があり、農業委員３名で現地調査をした結果、転用目的どおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

第２項、第３項、第４項につきましても、同じく転用目的のとおりでありましたので、許可を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議　　長　ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第５号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課　農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙２をご覧ください。

それでは、議案第５号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和８年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の１段目から３段目それぞれの期間ごとの設定については資料のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積34,785平方メートル、畑が設定面積33,160平方メートル、設定者27名、取得者23名でございます。

賃借権等の設定日は令和８年８月１日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、併せてご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えます。

議案第５号につきましては、説明は以上でございます。

議　　長　ただいま、事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第６号　地域計画の変更に係る意見聴取について及び議案第７号　水戸

農業振興地域整備計画の変更は関連がありますので、併せて上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課　農政課、齋藤です。

議案第６号　地域計画の変更に係る意見聴取について、議案第７号　水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議についてご説明いたします。

議案第６号、議案第７号と関連がございますので、先に議案第７号　水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議について担当より説明いたさせます。

事業担当課　農政課の福地と申します。

今回、４月受付分をご説明する前に、前回、令和７年10月受付分の状況についてご報告いたします。

本日お配りしましたＡ３判で右上に総会参考資料、令和８年６月12日と書かれた資料をご覧ください。

重要な変更案件７件につきましては、令和７年10月の農業委員会総会と市農振協議会におきまして、県と協議した結果、全て除外が完了しております。

それでは、お手元の別紙資料４をご覧ください。

議案第７号　水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議についてご説明いたします。

説明の前に訂正がございます。

重要な変更の案件番号１において、表の右から２列目の地域計画記載の有無が「有」となっておりますが、正しくは「無」でございます。訂正しておわび申し上げます。

議案第７号　水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議について内容を申し上げます。

表紙の次ページは、各案件の申出人、土地所有者、事業内容、申出地等をまとめた一覧表となっており、次のページは、各申出案件の位置図となっております。

また、次のページ以降はページ番号を付しており、各案件の詳細な位置図、配置図等を掲載しております。

１ページをお開きください。

案件１でございますが、除外する土地は森戸町地内でございます。申出人は、現在、秋成町に居住しておりますが、申出地の隣接地で米の乾燥機棟を建設しており、盗難被害防止の観点から、隣接地に住居を構えたいとのことです。

また、現在の住まいが老朽化しているため、農家住宅を新築する計画でございます。

なお、申出地は、隣接地の乾燥機用地と併せて令和４年に農業用施設用地として用途変更を行いましたが、既存の小規模倉庫を移設して農家住宅を建設する計画でござ

います。関係資料は５ページまででございます。

続きまして、６ページをお開きください。

案件２でございますが、除外する土地は大串町地内でございます。申出人は、自動車整備業や自動車販売業を営む法人で、事業拡大により既存用地では手狭になることから、今回親の土地を賃貸借し、車両置場を設置する計画でございます。

関係資料は７ページまででございます。

８ページをお開きください。

案件３でございますが、除外する土地は酒門町地内でございます。申出人は、現在、借家住まいでございますが、家族も増え手狭であることから、今回親類からの贈与によって土地を取得し、自己用住宅を建設する計画でございます。

関係資料は14ページまででございます。

15ページをお開きください。

軽微な変更、案件１でございますが、軽微な変更による農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は成沢町地内でございます。申出人は、今回就農するに当たり、農業用機械等の保管場所が必要なことから、土地所有者から土地を売買によって取得し、農業用倉庫として利用するものです。また、土地所有者の親が建設した豚舎が農振法上の手続をしないこともあったため、今回、農業用倉庫として是正したい旨の申出でございます。関係資料は17ページまででございます。

今回の説明は以上でございます。

事業担当課　それでは、別紙資料３をご覧ください。

議案第６号　地域計画の変更に係る意見聴取についてご説明いたします。

No.１につきましては常澄地区でございます。車両置場ということで、現在、地域計画への位置づけがある土地ではありますが、法に基づき地域協議を開催しましたところ、除外することについて問題ないとの意見でございました。

No.２につきましては酒門地区でございます。自己用住宅ということで、現在、地域計画への位置づけがある土地でありますが、法に基づき地域協議を開催しましたところ、除外することについて問題ないとの意見でございました。

議案第６号及び議案７号の説明は以上でございます。

議　　長　ただいま、事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　それでは、議案第６号　地域計画の変更に係る意見聴取について及び議案第７号　水戸農業振興地域整備計画の変更についてをお諮りいたします。

意見なしで回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

（事業担当課退席）

議　　長　次に、報告事項について事務局から説明いたさせます。

事務局　では、報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧願います。

報告第１号、第２号、第３号にある農地法第３条の３、第４条、第５条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第４号、第５号、第６号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議　　長　以上をもちまして、第36回総会を閉会いたします。

閉会　午前１０時００分